

同和地区児童・生徒の学力の連続と断絶 —小五から中三への追跡調査から—

広島国際学院大学 村澤昌崇

一 はじめに

同和対策事業特別措置法が終了して半年が過ぎようとしている。これにより行政的対応の形式的方向性は、一般対策のなかで同和行政を推進していくという方針に切り替わっている。このような政策転換の大きな根拠となつているのは、「格差は是正された」という認識である。だが、はたして被差別部落内外の格差は是正されたのか。本稿はこの素朴な疑問について、教育というフィールドに絞つて実証・検証していきたい。

二 先行研究にみる部落内外の教育達成における格差

先行研究をひもとくと、異口同音に部落の教育達成の低さを指摘する声に行き当たる。たとえば文部省が発表

した全国の被差別部落の高校進学率を整理検討した鍋島（一九九一）によると、一九六三年時点での総進学率六六・八%であったのに対し、部落子弟の進学率は三〇・〇%に留まっていた。それが一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけて、部落子弟の高校進学率は、一般生徒の進学率の伸びを上回るペースで伸び続けるが、一九七五年をピークに、一般生徒との間に二～一〇ポイントの格差を残したまま、横ばい状態に転じ、今日に至つているという。さらに大学進学率に関しては、高校進学率以上に大きな格差が見られ、しかも格差の縮小期がないことを見いだしていた。そして結論として、部落出身者と一般児童・生徒との間には、著しい教育達成水準の格差が存在しており、この格差は、少なくとも一九七五年以降は固定化している傾向が見られる、ということを指摘している。こうした傾向は学力にも見られ（池田一九八七、

鍋島一九九一、高田一九九六、米川一九九八)、とくに鍋島(一九九一)が津山市民主教育協議会、徳島県教育委員会などの調査報告書や、戦後行われた部落児童・生徒を対象とした八八の学力検査の結果について再検討した結果では、戦後一貫して部落児童・生徒の学力は、一般的それを下回るという結果が導き出されている。

三 部落の学力の今日的状況

では、部落の学力の今日的状況はどうなっているのか。幸運にも筆者は部落の子弟をふくむ学校を対象とした二つの学力調査に携わることができた。その二つの調査とは①一九九五年一月、中国地方のH県H市(人口一一〇万)の市立K中学校一・二年生、同中学校区に位置する三つの市立小学校の五・六年生を対象に実施された調査と、②一九九八年九月、調査①と同じH県H市のK中学三年生を対象に実施された調査である。

調査①は、中学一年二三三名、中学二年二七二名、小学五年二七九名、小学六年三二七名を対象とし、「学力調査」「生活実態調査」「学級担任調査」を実施した。「学力調査」では、図書文化社の「新CRT」(小学生は国語・算数、中学生は国語・数学)を使用した。「生活実態調査」では、基本的生活習慣・家庭生活・学校生活・友人関

係・自己概念・進路希望などに関するアンケートによる児童・生徒の生活実態の全般的な把握を試みた。さらに、このアンケートだけでは把握できない児童・生徒に関する情報を補足的に教師に記入してもらう「学級担任用調査」も実施された。

調査②は、一九九五年調査の対象となつた児童(三つ(欠席者を除く。うち地区生徒四三名)のうち、K中学校以外の中学校(その多くは私立)への進学者を除いた一六〇名の小学生の五年生二七九名)のうち、K中学校以外の中学校(その多くは私立)への進学者を除いた一六〇名(欠席者を除く。うち地区生徒四三名)を対象とした調査である。調査②は、調査①(一九九五年)の時点で小学五年生であった児童を、一九九八年に中学三年となつた時点で追跡した調査となつていて、現時点(二〇〇一年)からすでに四年前の過去のデータとなつており古さは否めないが、同一人物の変化の有無を確認できるパネル調査(一九九五年一月～一九九八年九月)となつていて非常に貴重なデータである。

これらのデータのうち、ここでは調査②のデータを用いて、部落出身の児童・生徒の学力の今日的状況と学力形成・学力格差発生のプロセスを分析・検討してみよう。具体的には次の三点に注目した分析を行う。すなわち①小五、中三各時点での国語学力の実態と小五から中三にかけての学力の変化についての基礎的分析、②部落出身

児童・生徒と部落外児童・生徒の学力の比較分析、(3)学力形成の影響メカニズムについての分析（学力に対して、部落・部落外という属性要因や、その他の属性的要因（要保護、単親・親無し、性別）の影響がどの程度なのかを検討）を行う。これらの分析をふまえた結語として、データによる客観的事実の継続的積み重ねと、それに基づいた行政対策の必要性を指摘し、行政的には終焉を迎えつつある同和対策諸事業やそれに連動する諸動向により、被差別部落に対する真の差別・不平等問題が隠蔽される危険性を牽制する。

① 小五では格差は見えず、中三で格差が出現

まずは表1・図1・図2にもとづいて児童・生徒の学力の状況を確認してみよう。小五の国語の平均正答率はおよそ六八%で、これを部落／部落外で比較すると、部落／部落外の平均の差は一・四三でわずかに部落外の平均正答率が高い。しかし実際のスコアを見ても統計学的にもこの差は誤差の範囲と呼べるほどのものであり、差はない見なしても良い⁽¹⁾。

ところが、中三になると、正答率自体が五六%にさがり（もちろん、テストの中身 자체が異なるので、学力そのものが下がったとは断定できない）、さらに部落／部落

外の平均正答率の差が一二・九七にひろがる。これは統計学的には意味のある差であり、実感的にも深刻な差であるといわねばならない。

表1 小5・中3の国語テストの正答率：平均と標準偏差

		人数	平均値	標準偏差	有意確率
小5	部落	31	66.88	17.97	0.679
	部落外	129	68.31	17.02	
	全体	160	68.03	17.16	
中3	部落	31	46.15	18.49	0.001
	部落外	129	59.12	12.57	
	全体	160	56.61	14.77	

（外れ値未処理）、○・四八一（外れ値未処理）、○・五七六（外れ値処理）と比較的高い相関のあることがわかる。つまり、全体的傾向は、小学五年時に正答率が高ければ、中学三年時にも正答率が高い傾向にあるという

ことである。部落／部落外別のプロットを見ると、対角線よりも下の部分、すなわち小学五年時に比して中学三年時の偏差値が落ちている生徒に、部落出身者が多い。特に中学三年時の正答率が極端に低く、全体の分布から

外れている三つの点はすべて部落出身者である。

四 学力と部落・要保護・単親・性別 —パス解析—

これまでの分析は、

部落／部落外という属性のみに注目した

分析であった。しか

し、学力を左右する

と考えられる要因は

当然のことながらほ

かにも考えられる。

今回の調査ではいく

つかの限界はあるも

の、個人属性（性

別）、家庭的背景

（単親・いづれかの

親が不在または両親が不在の家庭出身者かどうか、要保

護・経済的な支援・保護を必要とする家庭の出身者かど

うか）も考慮に入れて、学力形成の構造要因的なメカニズム（つまり学校教育の中身の効果はここでは無視）を探つてみよう⁽³⁾。図4はその結果である。

図2 中3国語正答率分布—部落／部落外別

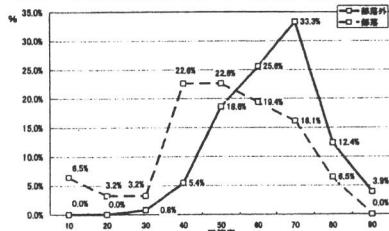


図1 小5国語正答率分布—部落／部落外別

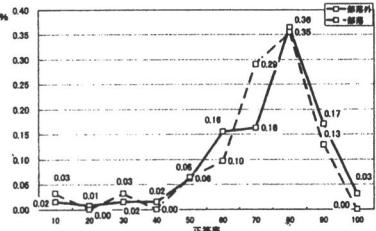


図3 小5と中3の国語学力の関連性

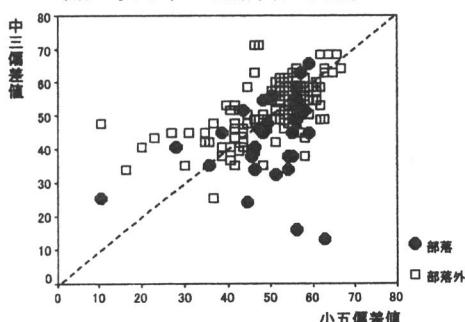
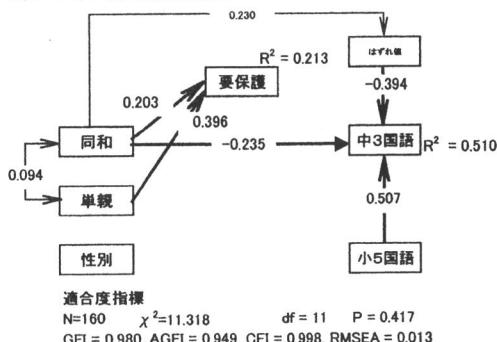


図4 中3学力の規定要因



親が不在または両親が不在の家庭出身者かどうか、要保護・経済的な支援・保護を必要とする家庭の出身者かどうか（つまり学校教育の中身の効果はここでは無視）を探つてみよう⁽³⁾。図4はその結果である。

分析結果を読み解くために、分析結果の見方を簡単に

示しておこう。図中の矢印は影響の方向を表す。たとえば「部落」から「要保護」へ矢印が伸びているが、これは部落出身であることが要保護あることに影響を及ぼしていることを意味する。矢印がない場合は、影響関係がほぼ皆無であることを意味する。矢印の横の数字は標準化偏回帰係数と呼び、-1から1の値をとり、1に近ければプラスの影響力を、-1に近ければマイナスの影響力を矢印の先に与える。0に近い場合、影響力は無いと見なす。

この分析結果を見ると、あらためて小五段階の学力に「部落／部落外」の要因は影響していないことがわかる。同時に、その他の属性・家庭環境も小五の学力にはほとんど影響を及ぼしていない。中三学力に対するは、小五時の学力がもっとも強い影響力を与えている。つまり、小五から中三にかけて、国語に関しては正答率が一・二%ほど落ちている。

- ・ 小五と中三の学力の関連は高い。相関係数では〇・四〇・五以上あり、小五の時点で高い学力が身に付いていれば、中三時点でも学力が高い。
- ・ ただし、国語の場合、小五時よりも中三時の成績が落ちている生徒が若干多く、偏差値が極端に落ちている生徒に、部落出身者が多い。
- ・ 性別や家庭的背景などの属性を考慮し、学力の影響要因を検討すると、基礎的分析と同様、小五の学力には「部落／部落外」という要素は影響していない。さらに「はずれ値」の影響力も無視できない。「はずれ値」とは、図3で全体的傾向からはずれていた、中三の成績

が伸び悩んでいる生徒のことを指すが、これらはすべて部落出身者である。つまり部落出身者は、全体的傾向として部落外の一般生徒に比べて成績が低いだけでなく、中三で著しく伸び悩んでいる極端な生徒もかれている。このことから、部落出身者は総じて中三の段階で深刻ともいえる低学力にとどまっていることが統計的に明らかになった。

五 結論

① 結果の概要

これまでの結果をまとめると次のようになる。

- ・ 小五から中三にかけて、国語に関しては正答率が一・二%ほど落ちている。

性別や要保護・単身などの属性、家庭的背景も影響は皆無に等しい。それに比べると、中三の学力には、小五の学力や「部落／部落外」の影響が見られた。小五の学力がもつとも影響力が強く、早期の学力形成が後々にも影響を及ぼすことが明らかにされた。「部落／部落外」の影響力は小五の学力ほどの影響力ではないが、ダイレクトな影響力をもたらしていた。

② 考察・中学校の壁

以上のような分析結果を概観すると、部落出身者の学力の状況は向上・改善されているとは言えない。この結果だけでは即断はできない、という見方もできるが、すでに筆者のたずさわった一九九五年の小五・小六・中一・中二の調査でも、ほぼ同様の結果—小学校段階では部落／部落外の学力格差は見られないが、中学校段階では部落／部落外の格差が見られる—が得られたのである。そして今回の追跡調査により、中学校段階で部落／部落外の学力格差の出現がより強力に明らかにされたと言えるだろう。このように、部落出身者にとって、中学は「壁」として立ちはだかっているのだ。しかもここで重要なのは、学力には「部落か、そうでないか」ということがダイレクトに影響しており、要保護や单親といった要

因が絡んでいないことである。つまり、部落特有の経済的環境（貧困）や家庭的環境が学力に影響しているわけではないのである。

③ 課題・社会階層と「部落」

ただし、今回の調査は家庭の経済状況や環境の特殊な形態しか調査できておらず、まだ仮説の域を出ない。さらに、今回のわれわれの調査では、社会階層の視点を導入できていないという課題がある。具体的には児童・生徒の社会経済的背景変数としてよく使われる、父親・母親の職業、学歴のデータなどを持ち合わせていないのである。これら社会階層の重要性はすでに刈谷（一九九七）によって指摘されているし、一般に学力や教育達成を説明する有力な要因であることが、過去の研究により指摘されている。部落の学力・教育達成の問題を考える際にも、社会階層の視点を考慮した分析が可能ならば、部落問題にとどまらない、より広い文脈に照らしあわせた研究が可能となるだけに、非常に残念な課題といえる⁽⁵⁾。

だが、社会階層＝家庭的背景に踏み込んだ調査は、そう容易ではない。刈谷（一九九七、一三九・一四三頁）の指摘によれば、日本的な能力主義的差別の忌避が、不平等問題のダブルスタンダード、すなわち教育の不平等

問題について、一般的には能力による序列を差別と見なし、それによって能力差を生むと考えられる家庭的背景への注目を避ける一方で、部落出身者の教育の不平等問題については、部落／部落外という家庭的背景が特別ケースとして注目されるという事態を形成・維持してきたという。たしかに、我々がたびたび実施してきた教育実態調査では、学校の協力と連携のもとに進められたが、そのときに部落／部落外の区別を調査することは承認されても、常に家庭的背景に関する質問項目がプライバシーの名目のもとに却下される。この事実は、学校現場におけるダブルスタンダードが浸透しきっていることを推測させる。それゆえに、隠蔽されてきた社会階層を照らしだした分析が、今後重要性を増していくものと思われる。

ただし、こと部落の教育達成や学力の不平等の根本的な原因と考えられるものは何かを素朴に考えてみると、やはり部落という構造化された差別カテゴリーではないか。部落、親の職業的地位・学歴などはいずれも、児童・生徒にとって「生まれ」であるという点で等価である。しかし、これらの間でどのような因果関係を設定できるかを考えた場合、部落であることが親の職業的地位や学歴を決定づけることはあっても、親の職業的地

位・学歴が部落であるかどうかを決定づけるとは考えにくい。つまり、部落というカテゴリーは、生まれという属性であり、時間的にその他属性よりも先行し、より固定的・構造的であるという点において、より根源的な差別・不平等の原因だということができる。この点からすれば、社会階層は、無視できない重要な要素だが、部落カテゴリーと学力・教育達成・社会的地位との間の媒介であるにすぎない。むしろ媒介としての社会階層に注目しすぎる観点は、逆により根元的・構造的な部落という差別カテゴリーを隠蔽する危険性がある⁽⁶⁾。

六 おわりに・隠蔽される「部落」

さらに、「同和対策事業特別措置法」（一九六九）以来続いてきた特別対策は、一般対策に移行することによって、終止符が打たれることにも注意すべきである。一部の事業・施策について経過措置が講じられているとはいえ、国段階では特別措置としての同和行政は基本的に終結するのである。このことは何を意味するのか。つまり、これまで特措法の縛りもあって、「同和地区」という行政的な線引きがおこなわれ、さまざまな環境向上・改善策が行われてきた。しかしながら、法的な縛りがなくなることにより、行政的な取り組みを中心に「同和地区」というカ

テゴリーそのものが消滅する。このことは同時に「部落」から視線が遠ざかる危険性のあることも意味している。こうした流れは、「もう自分自身が部落の出身といわないかぎり、わからなくなっている」「最近、同和住宅のエレベーターに乗る若い奥さんがどこの誰だかわからなくなつている」(7) 等の語りを中心とした「寝た子を起こすな」的風潮を加速させることにもなる。しかし我々の分析結果からも明らかであるように、こうした指摘は、「同和地区」という行政側の都合による境界線が消滅・曖昧になつただけであり、部落の学力的・文化的・意識的不平等・差別の境界線は解消されたとは言えないものである。それは我々の数年に渡る調査を見るだけでも明らかである。改めて本稿で指摘するまでもなく、科学的分析とそれが導き出す事実を素直に受け入れることこそがまず第一歩である。にもかかわらず、行政的取り組みが終焉し、同和地区／地区外の境界線の曖昧化を過度に強調しすぎるこにより、これまで以上に厳密な調査活動が困難になるとともに、実際には存在するかもしれない部落／部落外の格差が隠蔽される危険性がますます増加する。実は一九九五年の調査を元にした論考では、部落／部落外に限定された不平等・差別の議論から抜け出て、マイノリティ全般の差別・不平等の問題を幅広く議論していく必要

性を指摘した。しかし追跡調査で明らかになったことは、あからさまに存在する格差の状況を冷静に捉え、「部落」という構造的差別カテゴリーの不平等問題に、あえて留まる必要性のあることを認識すべきだ、ということに到達したことだ。

〈注〉

- (1) 統計学の慣例上、有意確率が〇・〇五未満のとき、「差は意味のある差＝有意である」と判定する。これは、一〇〇回同じテスト（調査）を実施したときに、信頼できぬ（間違つた）結論を引き出してしまう可能性が五%未満であるということを意味している。つまり、小五の場合、部落／部落外の格差は一・四三だが、一〇〇回同様のテストを行つた場合、この差が信頼できない確率は六七・九%である。つまり、この差は信頼性の低い差で、もし一〇〇回同様のテストを行えば無に帰す可能性が大であるような差である、ということができる。一方、中三の場合、部落／部落外の格差は一二・九七だが、一〇〇回同様のテストを行つた場合、この差が信頼できない確率は〇・一%である。すなわち、一〇〇回同様のテストを行つた時に、この一二・

九七の差に近似した値が出現しない確率が〇・一%であることを意味し、転じて、この差が何度も繰り返し観測される可能性がきわめて高いことを示している。

(2) 相関係数とは、-1から1までの値をとり、0だと無関連、-1に近ければ近いほど負の関連、1に近ければ近いほど正の関連がある。

(3) 具体的には、次のような変数を用いた。

- a. 同和地区・同和地区出身者であれば1、地区外出身者であれば0のダミー変数
- b. 要保護・経済的な支援・保護を必要とする家庭の出身者であれば1、そうでなければ0のダミー変数
- c. 単親・親無し・いずれかの親が不在または両親が不在の家庭出身者であれば1、そうでなければ0のダミー変数
- d. 性別・男子=1、女子=0のダミー変数

示す。この値が大きいほど、モデルがデータの動向を説明できている)を見ても、分析モデルのデータへの当てはまり具合は良い。

(4) ただし、この関係は、一〇〇%そうであるわけではないことは言うまでもない。そのような関係が認められることが、確率的に言つて高いということである。

(5) これまでの先行研究は別として、元々我々の研究関心には、階層的変数を導入する構想があつた。しかし残念ながら、一九九五年時点の調査段階で、学校側の要望により、それらの変数を測定することができなかつた。このような事態が同和問題そのものを依然不透明にしていることが懸念される。

(6) もともとは部落民ではないが、社会経済的状況・社会階層が極めて低位で、被差別部落に居住することとなり、その結果部落民として扱われるケースも存在する。このような場合は、社会階層→部落という因果関係が成立しうる。ただし、部落という差別カテゴリーに放り込まれるということは、そのカテゴリーがすでに存在し構造化されているからこそ、である。それ故この場合においても、より重要で深刻な不平等・差別・格差を生んでいるのは、社会階層よりもむしろ「部落」という構造化された差別カテゴリーなのだ。

モデル全体がデータ全体をどれほど説明できているかを

(7)

」のような例は、明るい革新大阪府政をつくる会、
<http://village.infoweb.ne.jp/fwga9098/06-2.html>など、枚
 拳にいとまがない。

参考文献

- 原田 彰・村澤昌崇（一九九六）「学力問題へのアプローチ(1)」—同和地区の家庭的要因に注目して—」【広島大学教育学部紀要】第一部（教育学）、第四五号、一九九一—八頁。
- 池田 寛（一九八七）「日本社会のマイノリティと教育の不平等」【教育社会学研究】第四二集、五一—六九頁。
- 池田 寛（一九九二）「箕面における実態調査から」【解放教育】No.一九一、八—一〇頁。
- 今津孝次郎（一九九四）「学力・学校文化・地域文化」【解放教育】No.三一〇、四五—五二頁。
- 今津孝次郎・浜野 隆（一九九二）「[部落]のサブカルチャードと学校文化」【名古屋大学教育学部紀要】第三八卷、四一九—四三一頁。
- 苅谷剛彦（一九九七）「教育における不平等と〈差別〉—不平等問題のダブルスタンダードと『能力主義的差別』」、シリーズ解放教育の争点①「解放教育のア
- イデンティティ」明治図書、一二九—一四五頁。
- 鍋島祥郎（一九九一）「戦後学力調査に見る被差別部落の子どもたち」【部落解放研究】第七八号、部落解放研究所、七一一—〇一頁。
- 鍋島祥郎（一九九三a）「[部落]マイノリティと教育達成—J. U. オグアの人類学的アプローチをてがかりに—」【教育社会学研究】第五二集、二〇八—二三一頁。
- 鍋島祥郎（一九九三b）「部落の子どもの教育達成水準の動向が物語るもの」部落解放研究所編『これからの解放教育—学力保証とカリキュラム創造』解放出版社、三一五六頁。
- 鍋島祥郎（一九九三c）「部落民の地位向上と学校教育」【部落解放研究】第九二号、部落解放研究所、三八—五四頁。
- 高田一宏（一九九四）「被差別部落の児童・生徒の学業達成における今日的特徴—学力分布の二極化に焦点をあてて—」（日本教育社会学会第四六回大会発表要旨収録）一八九—一九〇頁。
- 高田一宏・葛上秀文（一九九四）、「教育調査の現場からのレポート—大阪府の実態調査から—」【解放教育】No.三一〇、二六一—三三頁。

米川英樹（一九九八）「生活・学習理解度調査から」
放教育研究所編『解放の学力とエンパワーメント』
明治図書、九七一一六頁。

